

平成29年度第5回奈良県大規模小売店舗立地審議会 議 事 録

1 開催日時

平成30年2月22日（木） 13:30～16:30

2 開催場所

奈良県産業振興総合センター 拠点研修室

3 出席者

審議会委員：榊原会長、花田委員、杵崎委員、吉川委員、吉田委員

事務局：産業振興総合センター創業・経営支援部 榭井部長

商業・サービス産業課 稲葉課長、人見係長

服部主任主事、波多主任

主事

事業者：●（仮称）香芝高複合商業店舗

●（仮称）ドラッグコスモス出合店

4 議題

- (1) 「（仮称）香芝高複合商業店舗」新設届出について
- (2) 「（仮称）ドラッグコスモス出合店」新設届出について
- (3) 届出状況及び今後の審議会の開催予定について

5 議事内容

(1) 「（仮称）香芝高複合商業店舗」新設届出について

①諮問事項、届出の概要及び指針への対応状況について説明（事務局）、事務局との質疑
応答

②届出概要の説明（設置者）

・事業者より、大規模小売店舗届出書に基づき届出概要について説明、質疑応答

—————質疑概要—————

●交通

審議会)

右折アウトという、本来とは逆の誘導をされるわけですが、右折時の事故防止の観点から

検証をされて、警察からも影響はないとの回答を得ているのでしょうか。

事業者)

出口部分がピンポイントで滞留することはありません。計画地までには車屋も多いですが、その車もすべて計画地の前を通過したのものとして検証し、警察から問題ないと言われて居ます。右折事故の防止については、開店後しばらくは、誘導員等で状況確認をします。警察との話で、計画地東側の住人の方が、ぐるっと回って県道側から来ることは現実的にありえないだろう、ただし積極的な右折入庫の誘導は行わないでくれとのことでしたので、基本的に誘導は行いません。また、東側住民の方は、徒歩や自転車での来店が多いのではというところから、当面は誘導員による安全確認を行い、その上で右折入庫による事故が起こってしまうようなら、人間の目で安全対策を行ってほしいとのことでした。

審議会)

開業後しばらくとは、どれくらいを指しますか。

事業者)

具体的には指導されていませんが、今後警備会社とも打合せをするなかで、計画していきます。開店時の土日は重点的に警備対策を行っていきます。

審議会)

現状では右折入庫禁止看板ではなく、P表記の看板しかなかったので、右折入庫しても良いと思われそうですよ。

事業者)

誘導員による状況確認を行い、右折での入庫が頻繁に起こるようなら、右折入庫禁止看板の設置を検討します。また、左折出庫に関しても、左折で出庫する方が多いようなら、右折出庫を誘導する看板の設置を検討します。

審議会)

届出の5ページでは、右折入庫及び左折出庫禁止看板を設置するとありますが、左折出庫禁止の看板は必要なのですか。

事業者)

設置が必要ということではありませんが、警察から、踏切での滞留や事故を防ぐため、店舗から踏切側への積極的な出庫もさせないようとの指導がありました。

審議会)

左折側出庫禁止看板はぜひ設置していただきたいと思いましたが、踏切側からの右折入庫禁止看板は、どこにどのように設置されるのでしょうか。あるいは、現状はどうなっていますか。

事業者)

現状はP看板が両面についているので、必要性があると判断した場合には、東側方面の看板の内容を入れ替えることとなります。

審議会)

判断が出るまでは対応されないのですか。現状では右折入庫を誘導しているような看板が出ているという指摘が出たのですから、それに対してどう対応するか、今お答えいただかな

いとおかしいのではないですか。

事業者)

まずは右折での入庫を全て排除するのではなく、積極的に誘導しないというかたちでの協議を進めています。実際に禁止看板を設置するとすれば、東側の看板について、左折出庫ご遠慮くださいと書き換えることになると思います。

審議会)

その対応は状況を見る前にやっていただきたいと思います。

審議会)

もし、東側から車が来てしまったらどうするのですか。

事業者)

厳密的には、いったん先へ進んでもらい、左折で入庫してもらうことになりましたが、先でUターンをされるよりは右折で入ってもらった方が安全ということもありますので、状況に応じて対応させていただきます。

審議会)

審査員は基本的に届出に書かれていることを信用して審査を行いますが、今回の届出には禁止看板を設置すると記載があったのに、現状はP看板となっていたことが、まず問題です。届出の記載を、現状のとおり書き換えることはできますか？

事務局)

基本的にはできません。届出をもとに住民意見が出されているので、行政としては、記載されていることは実施するようにと指導することになります。また、届出は警察との協議を踏まえた上で作成されるものです。

事業者)

では、オープンまでに、東側の看板「P イン」となっているところを、「左折入場にてお入りください。右折入場禁止」と変えれば、問題はクリアできるでしょうか。

審議会)

届出に記載のとおりにしてください。

事業者)

東側から来る車向けのP看板の矢印を消し、右折入場禁止とすれば良いでしょうか。

審議会)

届出では、右折入庫禁止看板を設置する、となっていますので。

事業者)

オープン日までに、実施する方向で業者と話を進めます。

審議会)

届出には「出入口を示す看板」を設置するとあるので、出口と入口がわかるようにする必要があり、入口①には、「左折出庫禁止」の文言は不要です。表記をきっちりするようお願いいたします。

事業者)

基本的には実施するというふうに、考えていただければと思います。

審議会)

交通整理員は、可能な限り長く配置してもらい、状況を確認していただきたい。

審議会)

歩行者用動線とはなんですか？

事業者)

審議会)

荷さばき車両と客は交錯しますか。

事業者)

交錯するので、店員が立って確認します。

審議会)

北西の緑地には、人を通さないのですか。

事業者)

通しません。

審議会)

荷さばき施設②が心配です。荷さばき車両は駐車場の奥まで通っていくのでしょうか。

事業者)

はい。

審議会)

住民が抜け道に使うと交錯するので、少し心配です。

事業者)

審議会)

横断歩道をつくっても、車から回り道してまでは使わないものです。危ないというのは店にとってマイナス。何かあってからでは遅いと思います。

審議会)

東側の住民は、自転車で来店する場合どこから入ることになりますか。

事業者)

歩行者、自転車は入り口①からです。

審議会)

自分が来店すると考えてみると、②から入るはずだと思います。

事業者)

①から入るよう誘導します。

審議会)

前面道路の歩行スペースは狭いのでしょうか。

事業者)

審議会)

以前の店舗は何でしたか。

事業者)

リサイクル品などの販売店でした。

審議会)

以前の店舗の利用は多かったのでしょうか。

事業者)

審議会)

今回、利用が増えそうだなと感じました。

●騒音

審議会)

bの数値が大きいですが、これは敷地内に車がいる時の値でしょうか。

事業者)

入ってくるときの音の数値です。

審議会)

eでの音によって、ホンダに影響はないですか。

事業者)

ありません。

●廃棄物

審議会)

生ごみは出ますか。

事業者)

出ません。

審議会)

ごみのリサイクルをお願いします。

審議会)

冷凍施設のある保管庫について、焼肉店の分はどうなっていますか。

事業者)

焼肉店で持つことになります。他にも店舗がある店なので、同じようにやると思われれます。

審議会)

ごみの回収業者はどうですか。

事業者)

別になります。

●町並み

審議会)

店舗前の道について、車通りが多く、歩行者を見かけませんでした。夜間は暗くなると思いますが、安全でしょうか。

事業者)

北側の道は生活路であり、通学路です。西には歩道橋があります。安全に歩けるようになっています。敷地内もアスファルト舗装をしているので、きれいになっています。

審議会)

事件が起こっても見えないかと思いますが。

事業者)

夕方には結構人通りがあります。

審議会)

北側の歩行者用通路は何時まで開けますか？

事業者)

カラーチェーンをつけているので、乗り越えられますが、不法侵入となります。

審議会)

夜遅くまでの営業なので、たまり場にならないでしょうか。

事業者)

●その他

審議会)

焼肉屋の運営主体はどこでしょうか。

事業者)

主はダイワ、キタイ産業。3社が主体。

③審議結果

- ・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。
- ・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。
 - (a)駐車場への入退場及び荷さばき施設への車両の通行において、歩行者及び来店車両等の安全に十分配慮した運営を徹底されたい。
 - (b)周辺交通に影響が出ないよう、将来にわたって関係機関及び周辺地域住民等と十分協議しながら適宜交通整理員を配置するなどにより、安全かつ適切な運営を徹底されたい。
 - (c)香芝市からの意見に十分配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に基づき、青少年の安全に留意し、地域の防犯に努め、開店後も周辺地域住民等から周辺交

通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じ、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。

(2) 「(仮称) ドラッグコスモス出合店」新設届出について

① 諮問事項、届出の概要及び指針への対応状況について説明(事務局)、事務局との質疑応答

② 届出概要の説明(設置者)

・ 事業者より、大規模小売店舗届出書に基づき届出概要について説明、質疑応答

審議会)

二つ質問があります。駐車可能台数と届出台数に3台差があるのはなぜですか。また、荷さばき車は一日何回通るのでしょうか。

事業者)

届出にあがっていない3台分の駐車場は従業員用です。荷さばき車は営業時間前に入れるので、来店客とはほとんど交錯しません。

審議会)

従業員用の駐車場は3台で足りませんか。

事業者)

パート従業員の採用はこれからになりますが、足りなければ外部で借ります。

審議会)

中央部分の駐車場に車止めは設置しますか。

事業者)

駐車しやすいよう、車止めは設置しません。

審議会)

左折イン、右折アウトは遵守されるのでしょうか。

事業者)

100%遵守いただくことは無理かもしれませんが、前面道路の路側帯が広く、右折待ちの車両があっても交通渋滞にはつながらないと考えています。

● 騒音

審議会)

全ての予測地点で基準内となるのか。

事業者)

はい。

● 廃棄物

審議会)

廃棄物はなるべくリサイクルに回すように努めてください。

事業者)

はい。

●街並み

審議会)

通学路の設定はありますか。

事業者)

添付図に記載の通り、通学路はありますが、現在はあまり使われておりません。

③審議結果

・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。

・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。

(a)大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。

(b)駐車場への入退場及び荷さばき施設への車両の通行において、歩行者及び来店車両等の安全に十分配慮した運営を徹底されたい。

(c)来退店車両のスムーズな通行を図るとともに、周辺交通に影響が出ないよう、適宜交通整理員を配置するなど、適切に運営されたい。

檀原市からの意見に十分配慮し、開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

(3) 届出状況、今後の審議会開催予定について

・届出状況、次回案件説明（事務局）

16：40終了